第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～六　略］ 七　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十九第二項において準用する同法第二十三条の二第二項 ［八～四十一　略］ ［2～4　略］	［一～六　同上］ 七　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十七第二項において準用する同法第二十三条の二第二項 ［八～四十一　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

○内閣府令第五十二号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　特定保健用食品にあっては、前条の記載事項を記載した申請書のほか、表示の見本及び別表に掲げる資料を消費者庁長官に提出するものとする。	**第三条**　特定保健用食品にあっては、前条の記載事項を記載した申請書のほか、別記様式第一号による書類に表示の見本及び別表に掲げる資料を添付したものを消費者庁長官に直接提出するものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号　削除

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「10倍」を「15倍」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、国土交通省令第六号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令

題名を次のように改める。

内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令

附　則

この命令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年八月三十一日）から施行する。